

スマートシティモデル事業委託業務仕様書

1 業務名

スマートシティモデル事業委託業務（企画提案書事業名）

2 業務目的

県内市町村においては、急速な高齢化や環境問題など様々な地域課題を抱えている。ICT等の先進技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化、高度化し、新たな価値を創出するスマートシティは、これからのまちづくりに必要な取組である。

そこで、2023年度の事業に引き続き、さらなる取組の推進のため、県が市町村のスマートシティの取組のモデルとなるような事業を公募・選定し、委託業務として実施することで、市町村のスマートシティの取組を後押しするとともに、その成果を成果報告会により共有することで、県全体へ横展開を図っていく。

3 業務期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

4 取組内容

（1）スマートシティモデル事業

企画提案内容に基づき、県との協議のうえで実施計画書を作成し、本仕様書に添付する。本業務を実施計画書に基づき実施する。

なお、委託業務完了時に、県に引き渡す機器やソフトウェア等がないことを原則とする。

（2）成果報告会での報告

事業終了後は、令和7年2月末までに成果報告書を県に提出すること。翌3月に県内市町村向けの成果報告会の開催を予定しており、受託者の市町村は成果を発表する。

5 成果物

（1）成果物

○成果報告書

※成果報告会資料を含む

○その他県と協議の上、県が指定するもの

※成果物は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）5部とその内容を記録した電子媒体1部を提出すること。

（2）納入場所

愛知県政策企画局企画調整部企画課

（3）その他

・ 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

- ・ 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

6 想定スケジュール

6月中 委託契約
令和7年
2月末 成果報告書提出
3月頃 成果報告会

7 留意事項

(1) 専任担当者の設置

- ・ 本業務の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者（市町村担当者）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、随時県と連絡調整を行うとともに、対面により少なくとも3回程度は打ち合わせを行うこと。

（打ち合わせの例）

- ・ 実証事業準備段階（顔合わせ、事業イメージの共有）
- ・ 実証事業開始期～中間期（課題対応状況、必要に応じて軌道修正）
- ・ 実証事業終了後（報告イメージの共有）

（メールや電話、Web 会議等による随時連絡調整の例）

- ・ 定期的あるいは不定期的な進捗状況報告
- ・ アンケートの最終確認など比較的軽微な事項の連絡調整
- ・ 事業に関する確認に必要な事項の連絡調整等

(2) 情報管理

本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

(3) 一括再委託の禁止

- ・ 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

（ア）総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

（イ）解析業務における手法の決定及び技術的判断

- ・ 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計とする。
- ・ 7 留意事項に記載された内容については、再委託先においても適用する。

(4) その他

- ・ 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更すること

がある。

- 実施主体は、必要に応じて保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- 受託者は、業務完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- 本業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- 実施にあたっては、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。
- この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めること。